●●●自治会　防犯カメラ等の設置・運用規程（参考例）

１　趣旨

　この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、●●自治会が●●地内に設置する防犯カメラ等の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

２　設置目的

防犯カメラは、●●自治会における犯罪防止のために設置する。

３　設置の場所等

(1)　設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、●●地内に●台の防犯カメラを設置する。

（※配置図には、防犯カメラの設置箇所、撮影方向を表示）

(2)　設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に「防犯カメラ作動中」と記載した

　　　表示板を掲示する。表示板には、設置者名の「●●自治会」と記載する。

４　管理責任者等

(1)　防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。

(2)　管理責任者は、●●●●（例：副自治会長等）とする。

(3)　管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くこと

ができる。

(4)　操作取扱者は、●●●●とする。（又は、「操作取扱者は、管理責任者が指

定する。」）

管理責任者自らが防犯カメラを取り扱う場合は、(3)と(4)は不要とするこ

とができる。

５　管理責任者及び操作取扱者の責務

　(1)　管理責任者及び操作取扱者は、この規程の定めるところにより、防犯カメ

ラ及び画像の適正な運用を図り、個人のプライバシー保護を図らなければな

らない。

　(2)　管理責任者及び操作取扱者は、防犯カメラによって撮影された映像から知

り得た情報を漏えいすること又は不当に使用してはならない。管理責任者及び操作取扱者でなくなった後においても同様とする。

６　画像の適正管理

(1)　保管場所

画像記録装置の保管場所は、●●●●とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理するものとする。

原則として、画像の外部への持ち出し、転送を禁止する。

(2)　立入制限

保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

(3)　保存期間

保存期間は、●●日間とする。

ただし、管理責任者が特に必要があると判断する場合は、保存期間を延長す

ることができる。

(4)　画像の不必要な複製等の禁止

記録された画像の不必要な複製や加工を行わないこととする。

(5)　画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ確実に消去す

　　 るものとする。記録された記録媒体を処分する場合には、管理責任者を含め

複数人で、完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等

を記録するものとする。

７　画像の利用及び提供の制限

(1)　記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。

また、次の場合を除き、第三者に提供しないものとする。

①　法令又は条例に基づく場合

②　捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

③　個人の生命、身体又は財産を守るために緊急であり、かつ、やむを得ないと認める場合

④　画像から識別される本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合

　(2)　管理責任者は、他の者に閲覧・提供する場合には、その必要性を慎重に検

討するとともに、画像の閲覧・提供に当たっては、提供日時、提供先、提供

の目的・理由、画像の内容などを記録するものとする。

　　　 また、画像から識別される特定の人に、その本人の請求により画像を閲

覧・提供する場合は、他の人の画像が見えないように配慮し、できる範囲で

応じることとする。

８　苦情への対応

　　設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置、管理及び運用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応するものとする。

９　その他

画像に関する取扱いについては、個人情報の保護に留意し、適切に取り扱うこととする。